

## 職員の失職について

- 1 失職年月日 令和7年10月25日
- 2 職員の職及び年代 建設部（係長職） 40代

### 3 失職の理由

過失運転致死の罪で禁錮3年（執行猶予5年）の判決を受け、その判決が確定したことから、地方公務員法第16条第1号に該当し、同法第28条第4項の規定に基づき、本市職員としての職を失った。

### 4 経過等

#### (1) 令和6年8月13日

勤務を終え帰宅するために自家用車を運転中、小樽市天神1丁目の押しボタン式信号のある横断歩道に差し掛かった際、赤信号を見落としたまま進行し、青信号に従って横断歩道上を歩行していた被害者をはねる事故を起こし、被害者を死亡させた。

#### (2) 令和7年8月14日

「令和4年法律第68号による改正前の自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条」の「過失運転致死」で起訴

#### (3) 令和7年10月10日

禁錮3年、執行猶予5年の判決（札幌地方裁判所小樽支部）

#### (4) 令和7年10月25日

判決の確定（失職）